

平成27年度 第9回豊岡市教育委員会の会議（定例会）会議録

○ 開会及び閉会の日時及び場所

平成27年12月21日（月）

場 所 豊岡市役所本庁舎2階 大会議室

所在地 豊岡市中央町2番4号

開会時間 午後1時30分

閉会時間 午後3時55分

○ 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	委員（委員長）	深田 勇
	委員	友田 千織
	委員	宮嶋 珠美
	委員	中川 茂
	委員（教育長）	石高 雅信

欠席委員 なし

○ 委員及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名

事務局	教育次長	丸谷 統一郎
	教育総務課長	和藤 達也
	教育総務課参事	坪 弘行
	こども教育課長	田淵 重遠
	こども教育課参事	鳥居 保
	こども育成課長	福富 省吾
	教育総務課長補佐	堂垣 真弓
	教育総務課係長	向原 芳江

事務局以外 地域コミュニティ振興部

生涯学習課長 井上 貢

出石振興局

地域振興課主査 田口 雅敏

○ 日程

第1 会議録署名委員の指名

中川 茂 委員

第2 前回の会議録の承認

平成27年11月19日（木）開催 第8回定例会

第3 教育長の報告

第4 地域コミュニティ振興部の報告

1 生涯学習課

- (1) 「人権 音楽とお話のつどい」について

第5 議事

- 議案第38号 豊岡市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第39号 旧豊岡市こども支援センター用地及び建物の教育財産としての用途廃止について
- 議案第40号 豊岡市出石伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について
- 議案第41号 寄附物件の申出について（12件）
- 報告第14号 平成27年12月市議会答弁概要について
- 報告第15号 豊岡市補助金等交付要綱の一部を改正する要綱制定について
- 報告第16号 豊岡市病児・病後児保育事業利用料徴収要綱の一部を改正する要綱制定について

第6 協議事項

- 1 豊岡市奨学金制度の見直しについて

第7 教育委員会事務局の報告

1 こども教育課

- (1) 豊岡市こども支援センター11月の活動状況報告について
- (2) 平成27年度全国学力・学習状況調査 本県の分析結果と改善方策について【当日追加】

2 こども育成課

- (1) 豊岡市子ども・子育て会議 任期満了に伴う委員の変更について
- (2) 豊岡市英語遊び保育プログラム策定委員会について
- (3) 平成28年度幼稚園・保育園・認定こども園・放課後児童クラブの申込み状況について

第8 教育委員会活動予定

- 1 次回教育委員会会議の日程について
- 2 今後の活動・行事予定

○ 会議の概要

開会 午後1時30分

(深田委員長)

ただいまから平成27年度第9回定例教育委員会を開会いたします。

本日は教育委員全員が出席しておりますので、会議の定足数である過半数を満たしております。会議は成立しているということを、まず報告させていただきます。

それでは次第に従いまして、進めさせていただきます。

[日程 第1 会議録署名委員の指名]

(深田委員長)

第1、会議録署名委員の指名です。本日は中川委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

[日程 第2 前回の会議録の承認]

(深田委員長)

第2、前回の会議録の承認をいただきたいと思います。平成27年11月19日に開催されました第8回定例会の会議録につきまして、委員の方々の承認を求めます。事前に配付しておりますので、確認をいただいていると思います。誤り、修正などありますでしょうか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

誤り、修正の声がありませんので、会議録につきましては承認するという事に決定いたしましたと思います。ご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(深田委員長)

異議なしということで、承認するという事に決定いたしました。

[日程 第3 教育長の報告]

(深田委員長)

第3、教育長報告に移ります。それでは教育長、報告をお願いいたします。

《教育長の報告概要》

11月19日から今回の定例教育委員会会議開催までの期間における教育活動の概要

*11月25日に英語遊び保育プログラムの策定がようやくスタートした。策定委員会の会長を神戸市外大の横田先生にお願いしているが、併せて小学校のプログラムの策定に関わっていただくことと、小学校の先生方の研修もぜひお願いできないだろうかと相談したところ快く引き受けていただいた。そして小学校のプログラムについては、早速、「こんなことではだめですよ。もう少しここをこうなさい」という手厳しいご指摘もいただいている。今後、横田先生と連携をとりながら小学校の低学年、特に1年生からのプログラムについてはしっかりと取り組んでいきたいと考えている。

- * 同日の夜に第2回のいじめ防止対策委員会が開催された。この中で特に大きく議論になったのは、従来いじめに関するアンケートの内容については学校に任せていたが、各学校のアンケート内容を全て精査したところ、本当にこれでいじめが浮かび上がってくるのかという内容のアンケート項目もあった。これではだめだということで、このいじめ防止対策委員会の中で、豊岡市として様式を決めてアンケートしたいと提案をしたところ、ぜひそれが必要であろうというようなご意見もいただいた。現在、校長会にその話をさせていただき、3学期に豊岡市として統一した様式のアンケートを実施すべく今その項目を検討中である。
- * 11月28日に運動と学習をセットにした豊岡の教育シンポジウムを行った。これは過去数年来の取組であるわけだが、全国的に見てもこの運動と学習をセットにしてここまで検証したというものは聞いていない。まさに全国的に非常に珍しい取組だろうと思う。せっかく確かめた豊岡の保育・教育スタイルを来年度からは全ての小学校で取り組んでいくわけだが、その定着に向けた取組を今後やっていきたい。ただ教育委員会として、「これはシンポジウムをやりました。従って来年度から各小学校でやってください」、「わかりました、やりましょう」とはなかなかないだろうと思うので、各学校を回っていく中で、具体的にもう一度説明をして理解を求める取組がこの1月から3月までの間に必要だろうと思う。併せて、こども教育課の指導主事がこの取組の必要性をしっかりと理解して、学校訪問の中でその指導をしていく。このことがまさに福井でも行われているように、教育委員会の施策をしっかりと徹底させていく大きな原動力はそこにあるだろうと思うので、そのあたりを今後も事務局で気を付けて取り組んでいきたいと思っている。
- * 12月1日にこども支援センターの移転開所式があった。このこども支援センターについては、私の長年の夢であり、こういったものが豊岡市に必要であろうと思っていたわけだが、人的配置も含めて予算の裏付け等大変厳しいものがあった。ようやくスタートラインに立ち、第一歩を踏み出したという思いを持っている。
現場サイドはもっと機能を充実したいというような思いもあるが、一度にそこまでいくのは大変難しい。まず第一歩を踏み出した。これから少しずつ計画的に最終ゴールに向けた取組が必要になってくるのではないかという思いを持っている。いずれにしても、豊岡市教育委員会がしっかりと課題を抱える子どもたちに対する支援をしていく、その体制作りとしてこのセンターを充実させていきたいという思いを持っている。
- * 12月11日から期末の学校訪問を行っている。ここで私が管理職の先生方に尋ねたのが2点ある。
1点目として、「1学期から5つの徹底継続実践事項が学校の中でどう変わってきたか、具体的に説明してほしい」と校長に聞いた。2点目に、「子どもたちはその学年でしっかりとつけないといけない力をつけて、次の学年に上がっていくはずだが、この学校で、3学期、そうした力をつけていない子どもに対してどう対応するのか、具体的な対応策を示してほしい」と教頭に聞いた。その結果、いろいろ素晴らしい取組をしている学校もある。素晴らしい実践で、これは私個人だけが胸におさめておく、頭の中に入れておくのではもったいないと思い、本日、お手元に配付しているが、この2点をペーパーにまとめた「豊岡市小中学校授業改革について」を前回の校園長会で情報提供させていただいた。そして校長先生方をお願いしたのは、「これをしっかりとそれぞれが見ながら、まず自分のところの学校と取組がどう違うのか、それをしっかりと読み取っていただきたい。それと同時に素晴らしい実践をしているところに電話するなりあるいは訪問するなりして、学び合いにこの資料を活用していただきたい」とお願いして

いる。

*学校訪問していく中で小学校の校長先生方に特にお願いしたのは、今、小中連携とか小中一貫とか盛んに教育委員会で言っているが、一番連携ができていないのは小学校ではないかと。つまり、「小学校1年生の先生が小学校2年生に送るときに、具体的に『A君はこうですよ、B君はこうですよ』と、視点を決めてしっかりと次の学年に送っているか。あるいは学校の中で、しっかりとその次の学年につないでいこうという引き継ぎの項目は決まっているか。その学年の先生任せになっていないか。果たしてそれで、子どもたちの育ちの連続性を踏まえながらの連携がとれるのか」といったことを尋ねる中で、やはりできていない学校が多い。「担任の先生の思いのまま自分の感じたことだけを伝えていく。その中にはどこか漏れているものもあるだろう。学校の中で引き継ぎの項目をしっかりと決めて、最低その項目については引き継いでいく。それ以外に担任の先生が気付いたことについて引き継いでいただきたい」とお願いをしてきた。

*その中で特に学力の問題だが、この後、教育事務所毎の学力の発表について事務局から報告をするが、学力の問題についても、「やはり1年生で身につけなければならない力というものを身に付けないまま、あるいは身に付けさせないまま次の学年に送っていく。その積み重ねが6年生になった時に、子どもたちは両方の肩に多くの宿題と課題を、そのままがばっと載せて巢立っていくということになっていないか。言葉は悪いが、それは借金まみれの子どもを作ること。借金は利息を生む。それは学習意欲の低下という利息を生むことになる。そういった子どもを次の中学校に送っていないか。そうならないように小学校の中でしっかりと取り組んでいただきたい」と今回の学校訪問ではお願いしている。

*今回、焦点を決めて学校訪問をさせていただいて一番良かったと思うのは、今まで、例えば「この2学期どうでしたか」と非常に抽象的なことを聞いていた。だから抽象的な答えしか返ってこなかった。しかし、焦点を決めて聞いたことによって、具体的な答えが返ってきた。そのことによって、お互いが情報共有するこういった資料もできあがったと思う。まさに焦点化というのが大事であると思う。焦点化することによって具体化に結びついていくのだと思った。

(深田委員長)

どうもありがとうございました。教育長の報告、終わりました。なにか今の報告について質問等ありますでしょうか。

よろしいですか。では教育長、ありがとうございました。教育長報告終わりました、次に移らせていただきます。

[日程 第4 地域コミュニティ振興部の報告]

(深田委員長)

第4、地域コミュニティ振興部の報告に入ります。生涯学習課からの報告を受けたいと思います。生涯学習課長、説明をお願いします。

1 生涯学習課

《生涯学習課長の報告概要》

(1) 「人権 音楽とお話のつどい」について

1月30日・土曜日、午後1時30分から、市民プラザほっとステージで「人権 音楽とお話しのつどい」を開催する。内容は講演と歌で、講師の上原さんは、ギランバレー症候群で、手足に力が入らないので現在車いすで生活されており、介助犬の世話を受けている方である。今回のテーマは、こういった難病を発症しながらも家族と友人等に支えられながら生きていく方ということで、特に障害をテーマとして扱うということである。ぜひ校園長先生方をはじめ、子どもたちにも聞いてもらいたいということで、過日の校園長会でご案内をさせていただいた。主催が豊岡市人権教育推進協議会豊岡支部であり、対象は、基本的には旧豊岡の公立中学校の生徒たちとそれに関連するPTAの役員の方々が中心である。なお教職員については、全小中幼保各校園に案内している。

(深田委員長)

ありがとうございました。説明は終わりました。質問、意見はありますでしょうか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

では、質問打ち切ります。生涯学習課の報告はこの1点だけですので、これで地域コミュニティ振興部の報告を終了させていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

[日程 第5 議事]

(深田委員長)

続きまして、第5、議事に移らせていただきます。これより審議案件の審議に入りますが、委員の方々、いろいろご意見また討議をしていただきますけれども、スムーズに議事が進行しますように、ご協力よろしくお願いいたします。

では、議案第38号「豊岡市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

○議案第38号 豊岡市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について

《教育総務課参事の説明概要》

条例第3条により、学校給食センターの業務範囲を市内小中学校に定めているが、その第2項において、必要に応じて幼稚園等に配送する場合については規則で定めることとしている。現在の規則では、小中学校以外で配送しているのが、高橋認定こども園、森本へき地保育園、出石特別支援学校ということになっている。しかし、森本へき地保育園と出石特別支援学校については引き続き配送を行っているが、高橋認定こども園については、平成27年4月以降配送していない状況となっている。規則第2条第1項において、豊岡市立高橋認定こども園は自炊園となったため、規則から削除することを提案するものである。

附則について、規則改正にあたり市総務課と協議した結果、高橋認定こども園が引き続き存続すること、また配送を取りやめる文章等が現在まで交付されていないことなどにより、施行日に

については「交付の日から施行する」というもので対応している。

なお、4月以降配送を行っていない状況が続く中で、数か月が経ってしまった今現在の提案になったことについて、お詫びを申し上げ、今後このようなことがないように努めていきたい。

(深田委員長)

ありがとうございました。説明は終わりました。では質疑に入ります。質疑はありませんでしょうか。

(中川委員)

手続きのことはともかくとして、規則改正の内容は何の問題もないが、要するに高橋認定こども園が自炊施設になった背景というのを教えてほしい。普通に考えれば、子どもも減るし、今まで自前でやっていたものを給食センターにというのが一般的だと思うが、これは逆のケースなので、特に背景としてはどういったことで自炊園が可能になったかということをお教えしてほしい。

(深田委員長)

では、こども育成課長。

(こども育成課長)

認定こども園を担当しているこども育成課から説明させていただきます。

高橋認定こども園は、小学校の校舎の中に4・5歳児の短時間児が利用する幼稚園舎がある関係で、小学校の校舎と旧高橋保育園舎に分かれて保育を行っていますが、4・5歳児の短時間児の利用が段々と減ってきています。給食の食数も、長時間児が10人程度、短時間児が4、5人で、合わせて15人程度の園児数になっています。保育園舎は定員30人で、調理室が少し手狭なところもありますが、これぐらいの人数になれば、保育園舎で調理が可能だと判断し、給食を食べるときは保育園舎に移動して保育園の園児と一緒に先生も含めて給食を提供しています。自園調理になるので、温かい給食も提供できると思い、そういう対応を今年度からさせていただきたいということで、給食センターと協議をしてそういう形にしています。こちらも規則で高橋認定こども園が給食の提供施設とうたっているということを承知していなかったもので、規則改正について遅くなったことはお詫び申し上げます。

(中川委員)

自園調理するのであれば、それなりの調理員の人的な配置をしていかないとだめだと思うのですが。

(深田委員長)

人的配置についてはどのようにされていますか。

(こども育成課長)

元々保育園舎で給食を提供しておりますので、保育園の方に調理員がおります。

(中川委員)

わかりました。

(深田委員長)

その他、質疑ありますでしょうか。

では私から一点。直接このこととは関係しておりませんが、関連で質問です。昨今、給食センターでの異物混入というようなことがよく問題、話題になっていますが、本市においてはそのようなことはないからそういう話も出てこないと認識をしているところですが、本市ではどのようなになっておりますでしょうか。

(教育総務課参事)

異物混入については、残念ながら年間10件程度発生しています。豊岡市の場合は、その中で軽微な部分、例えば髪の毛だとかの場合と、それから、例えばカッターの刃のような金属部分のものが入ってしまった場合というような形で分ける中で、軽微な部分については対象の学校とやり取りをさせていただく。金属片が入ってしまった場合は、すべての小中学校について対応をしていくというようなことにしています。

基本的には、異物混入が発生したら、学校に対してお詫びしたり、あるいは児童・生徒、保護者にお詫びしたりというような対応をしています。それぞれの報告については、教育委員会事務局の中では当然報告していますが、対外的には学校以外については報告していません。非常に重大な事例が発生した場合については、当然、報道機関に対して情報公開していくこととなっておりますが、現在までそのような事例は発生していません。

ただ、年間通じての報告については、学校給食の運営委員会でPTAの方、あるいは学校の先生方と一緒に会議をするわけですが、その中で報告しています。今年度4月から7月までの1学期分については、残念ながら5件の異物混入等が発生しています。今後とも異物混入等が発生しないよう対応していきたいと思えます。

(深田委員長)

ありがとうございました。対応マニュアル等についてもあるだろうと思えますので、大きなことになっていなくて幸いだと思っておりますけれども、今後とも十分、注意喚起を各部署でお願いしたいと思います。

質疑はその他何かありませんか。では質疑を打ち切らせていただきたいと思います。討論に入ります。討論、何かありませんか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

討論、打ち切りをさせていただきます。ではお諮りいたします。本案につきましては、原案のとおり承認するというに決定してご異議ありませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(深田委員長)

異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。議案第38号につきましては、原案のとおり承認するという事に決定いたしました。

続きまして、議案第39号「旧豊岡市こども支援センター用地および建物の教育財産としての用途廃止について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。こども教育課長、説明をお願いいたします。

○議案第39号 旧豊岡市こども支援センター用地及び建物の教育財産としての用途廃止について
《こども教育課長の説明概要》

12月1日に健康福祉センターにこども支援センターが移転開所したことに伴って、旧豊岡市こども支援センター用地および建物について、地方教育行政の組織および運営に関する法律第21条第2項に規定する教育財産としての用途を廃止するというものである。

用途廃止を行う財産は、土地は豊岡市塩津町の248番の1、宅地で、647.48㎡。建物は、非木造の1階平屋で、218.16㎡。用途廃止理由は、11月末をもって健康福祉センターにこども支援センターが移転したためである。廃止年月日は本日、12月21日ということである。なお廃止後の措置は、地方自治法第238条の2第3項の規定により市長に引き継ぐものであるが、次の用途が決定するまでは普通財産としてこども教育課が所管するものとするということで、現在、他課等にこの支援センターの跡地利用の希望はないかと募っているところである。

(深田委員長)

ありがとうございました。説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

では質疑を打ち切りさせていただきます。討論に入ります。討論はありませんか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

では、討論打ち切りをさせていただきます。ではお諮りします。本案については、原案のとおり承認するという事に決定してご異議ありませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(深田委員長)

異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、議案第39号につきましては原案のとおり承認するという事に決定いたしました。

続きまして、議案第40号「豊岡市出石伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。出石振興局地域振興課主査、説明をお願いいたします。

○議案第40号 豊岡市出石伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について

《出石振興局地域振興課主査の説明概要》

伝建保存計画について、別表1「伝統的建造物（建築物）リスト」について2件、別表2「伝統的建造物（工作物）リスト」については1件の追加を行おうとするものである。

伝統的建造物については、文化財保護法で定められている文化財の一種別となっている。個別の建物では重要文化財にはなり得ない建物でも、伝統的な様式で建築されており、また地域の特徴を残した建物が群を成して一団で残されていることで価値が高いと評価されているものについて、伝統的建造物群として区分されている。豊岡市出石の伝統的建造物群保存地区については、平成19年12月4日に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。その伝統的建造物群の保存地区をどのように保存整備していくのかをまとめたものが保存計画となっている。この保存計画については、どの建物が伝統的建造物かを掲載し、指定をしている。

今回の議案については、保存計画内における伝統的建造物を追加するための計画変更について提案するものである。建築物については、①川見家住宅主屋1、②川見家住宅主屋2、また工作物については、有子山稻荷神社の石鳥居を挙げている。

川見家住宅主屋1、川見家住宅主屋2は、それぞれ柱、正面玄関柱については摺り上げ戸、摺り上げ大戸の痕跡があり、これらについては、明治期の伝統的建造物の特徴をよく残している。老朽化が進んでいるため、当該物件について、伝統的建造物として保存修理をし、文化的価値を守ることが求められるため、今回追加を行おうとするものである。

石鳥居について、形式は明神鳥居形式の石製の鳥居となっている。石材は、地元出石町内の石切り場から運ばれたものと伝えられている。稻荷神社の入り口にあり、出石城跡の顔としても親しまれており、価値の高い伝統的建造物（工作物）として保存されていくことが望まれるため、今回追加を行おうとするものである。

今回の変更により、伝建保存計画の建造物については、248件から250件に、工作物については、23件から24件に変更となる。

(深田委員長)

説明は終わりました。では質疑に入ります。質疑はありませんでしょうか。

では質疑を打ち切りさせていただきます。では討論に入ります。討論はありませんか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

では討論打ち切りをさせていただきます。ではお諮りいたします。本案は原案のとおり承認するということに決定してご異議ありませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(深田委員長)

異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、議案第40号につきましては、原案のとおり承認するということに決定いたしました。

続きまして、議案第41号「寄附物件の申出について」を議題といたします。

では、教育総務課長、説明をお願いします。

○議案第41号 寄附物件の申出について

《教育総務課長の説明概要》

12件の寄附物件の申出があったので、これを受納しようとするもの。寄附の内容については一覧表に記載のとおりで、個人7件、団体5件からの寄附物件の申出を受納することについて審議をお願いしたい。

(深田委員長)

ありがとうございました。説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

質疑、打ち切ります。討論に入ります。討論はありませんか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

討論、打ち切ります。ではお諮りいたします。本案については、原案のとおり受納を承認するということに決定してご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(深田委員長)

異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。議案41号につきましては、原案のとおり受納を承認することに決定いたしました。

続きまして、報告第14号「平成27年12月市議会答弁概要について」を議題といたします。教育次長、報告をお願いいたします。

○報告第14号 平成27年12月市議会答弁概要について

《平成27年12月市議会における教育委員会への質問に対する答弁内容について、教育次長が報告した。》

(深田委員長)

ありがとうございました。報告をしていただきました。何か今の報告について質問、意見はありますか。

では、私の方から。大変ご苦労さまでした。特にマイナンバーの話にしてもそうですし、18歳選挙権の話もそうですが、直接教育行政事務的な話ではなくて概念的なことも含めての答弁で、大変難しいかなと思っておりましたけれども、もれなくきちっと概要についても説明をいただいておりますので、大変安心をしております。今後、具体的に各学校現場で出てくるのだろうと思いますが、特にマイナンバーについては、学校の中でも、セキュリティの問題も含めて、今からの情報化社会の中でしっかりと認識すると同時に、対応についても子どもの時代からきちっと考えていかないといけない。そういう時代になると思いますので、これについてはまた今後出てくる話かなということを感じました。18歳選挙権については、市教育委員会で答えようがないのにと感じたりしたのですが、そういうこともこれからいろいろ広い視野で答弁を求められることもあるのではないかと思いますので、また研鑽含めよろしくお願いします。

では、報告第14号につきましては、このように答弁をしていただいたということでご承知おきください。

続きまして、報告第15号「豊岡市補助金等交付要綱の一部を改正する要綱制定について」を議題といたします。こども育成課長、報告をお願いします。

○報告第15号 豊岡市補助金等交付要綱の一部を改正する要綱制定について

《こども育成課長の説明概要》

こども育成課が所管している14本の補助金の交付要綱の制定あるいは改正を行っている。新設が1本、廃止が4本、改正が9本ということで、合わせて14本の要綱改正になる。改正、制定の理由は、今年度、子ども・子育て支援法の実施施行、それから、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法の改正に伴い、認定こども園が単一の認可施設となったことにより、規定を改めている。また、子ども・子育て支援交付金の各事業の交付要綱、それから保育所等の整備交付金が新たに国の補助金の規定を加える必要があったため、それぞれ所要の改正を行っている。

申し訳ないが、1カ所訂正があり、別表第1のところで、24番の補助金名を改正後「豊岡市私立保育所・認定こども園運営事業補助金」にしているが、「豊岡市認可保育所」が正しい。「認可」とするべきところを「私立」としており、間違ったまま告示をしている。総務課文書法制係に訂正の手続きをどうするのか協議を行っており、その件ご了承いただきたい。

《 この後、14本の補助金交付要綱の改正等について、新旧対照表で概略を説明した。 》

(深田委員長)

ありがとうございました。説明は終わりました。何か今の件につきまして、質問、意見はありますか。

大変たくさん項目で、これをまたチェックしながら文言等については法令と一致させていただいていると思いますが、子ども・子育て支援法が変わって以来、こういうことがたくさんあると思いますので、念には念を入れて漏れのないように、説明を聞いている方もこれは大変だということとはよくわかりましたが、よろしくお願ひしたいと思います。

では、報告第15号につきましては、このように改正をされているということでご承知おきください。

続きまして、報告第16号「豊岡市病児・病後児保育事業利用料徴収要綱の一部を改正する要綱制定について」を議題といたします。こども育成課長、説明をお願いいたします。

○報告第16号 豊岡市病児・病後児保育事業利用料徴収要綱の一部を改正する要綱制定について

《 こども育成課長の説明概要 》

先ほど補助金交付要綱改正のところで委員長から温かいお言葉をいただきましたが、実はこちらの方も7月に改正すべきものを漏らしており、12月に改正要綱を報告させていただく。

新制度の施行に伴い、保育所・認定こども園・幼稚園の利用料負担額の基準額を改正した関係で、病児・病後児保育の豊岡市内の唯一の施設であるチャイルドハウス保育園に併設しているチャイルドケアセンターを利用されている方について、予め、この病児・病後児保育事業を利用する場合には医師の診断を受けて連絡票というものを書いていただく必要がある。その際に2,000円程度料金が発生するが、生活保護世帯あるいは収入の低い方について、一定の減免、あるいは無料とする制度がある。保育料の認定に伴い、これまでの所得税から市民税の税額を基に保育料を算定するという方法に変わったために改正するものである。

生活保護世帯、所得の多い方については、これまでどおりの規定だが、半額減免の対象については、これまで所得税非課税世帯であったが、新制度においては市民税を基に保育料の算定を行っているので、市民税の均等割のみを課税されている世帯に改めた。扱いについては、4月から遡って運用はしているので、これまで申請していただいた方については影響はないということでご理解をお願いしたい。

(深田委員長)

ありがとうございました。この件について、質問、意見などありますでしょうか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

報告第16号につきましては、一部遡ることになるようですが、このような形で実施されているということです。ご承知おきください。

以上で議事は終了いたしました。

ここで休憩を取りたいと思います。次は3時から協議事項を始めさせていただきます。暫時休憩に入ります。

————— 休憩 —————

(深田委員長)

休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

第6、協議事項、「豊岡市奨学金制度の見直しについて」を協議議題といたします。まず最初に、事務局から説明をしていただきたいと思います。教育総務課長、よろしくお願いします。

[日程 第6 協議事項]

1 豊岡市奨学金制度の見直しについて

《教育総務課長の説明概要》

本日の協議の内容は、「豊岡市奨学金制度の見直しにかかる方針決定について」ということで、3つの事務局提案についてのご意見をいただきたい。

本市の奨学金制度については、中江種造氏やその他の篤志者の善意または意思に基づき、市民の子弟であって大学および高等学校に在学する者に対して奨学金を貸与することを目的とし、勉学意欲がありながら経済的理由により就学が困難な方に貸与している。現在、129名に貸与している状況である。平成27年度の奨学生の選考委員会が5月28日に開催されたが、その際にも、「もっと借りやすい制度に」というご意見や提案があった。今議会においても、その考え方の質問があった。また担当課としても、選考委員会の開催時期などを始め、いくつかの見直しが必要だと感じていたところであった。本日はその中でも、特に基本になる部分の3点について意見をいただき、後日事務局案を作成して規則の改正等の提案をしたいと考えている。

まず今回の見直しの目的は、資料に掲げる3点である。見直しにあたっては、経済的に苦しい学生にとって借りやすく返還しやすい制度となり、かつ、市としても返還を確実に確保できる制度を目指して見直しを検討している。

そこで「2 見直しにかかる方針決定について」である。(1)「連帯保証人の要件と人数について」は、連帯保証人は学生の保護者としており、現状では特段の要件を設けていない。しかし、本来、連帯保証人は、本人が返還できなければ、代わりに返還するなど債務の履行を保証するものであり、生活保護受給者やそれに準ずる生活困窮者、あるいは市税等滞納者は、連帯保証人として適しているとはいえないと考えている。そこで、保護者に保証能力がない場合に限り、保護者の他に別生計で保証能力のある親族をさらに1名加え、連帯保証人を2名求めていくように見直したいと考えている。先ほど説明した「借りやすい制度」に逆行するという意見もあるかもしれないが、奨学金制度としてやはりここはきちっとしておかなくてはいけないところではないかということで、課内で調整した。ご意見を頂戴したい。

(2)「返還方法の変更について」は、現在の半年に1回の返還については、1回の返還額が高く、大学4年間の貸与を受けた場合は、10万円を越す金額を一度に支払うことになり、奨学生は一時的な負担が大きく、希望があれば月払いの分割納付を認めているという現状である。また、現在の納付書払いによる支払方法についても、但馬管外では、市の指定納入場所である金融機関が限

られており、平日の日中に窓口で払わなければならない。これは奨学生にとって支払いにくい状況であるのではないかと判断をしている。そこで、返還計画が立てやすい月払い制度に変更するとともに、口座振替払いを導入し、奨学生が返還しやすい環境を整えたいと考える。月払いさらに口座振替の導入により、担当課の事務は増えるが、事務の月例化および一括処理が可能となり、管理の効率化に繋がるとともに、滞納が発生した場合でも、金額が高額になる前に対処できると考えている。ご意見を賜りたい。

(3)「減額返還制度の導入について」は、現在は、卒業の6か月後から返還を開始しており、卒業後間もなく就業できずにいる学生についても、他の奨学生と同様に返還開始を迎える。返還猶予の制度もあり、進学や本人の病気等の事情がある場合に認めているが、失業や就職準備中などの理由では猶予を認めておらず、連帯保証人と協力して返還するよう指導している実態がある。そこで、卒業後、返還開始までに就労ができず、無職や就職準備中である奨学生については、その負担軽減を図るべく、返還開始から2年間に限り、返還金額を半額に減額し、減額分は返還期間を1年間延長して返還する減額償還制度を導入したいと考えている。この制度を導入することで、就労できない奨学生は返還初期の負担が軽減され、生活の安定に繋がるとともに、予め減額することで滞納の増加を抑制して、適切な基金管理を行うことができると考えるものである。基金の運用面においても、減額期間中も半額の返還があるということ、また返還の期間延長は1年に留まるということで、影響はきわめて小さいと考える。

本日はこの3点についてご意見を賜りたい。なお、本日いただいた意見を参考にして、資料の最後の「3 見直しに向けた動き」に記載しているように、28年度の募集や選考委員会に向かいたいと考えている。

(深田委員長)

ありがとうございました。説明をしていただきました。委員の方々、これにつきましてご意見はありませんでしょうか。ご意見をお聞かせください。

(中川委員)

連帯保証人のところは、少し引かかるのは引かかる。そうはいいながら、やはり、全体に影響することなので止むを得ないと思いますし、(1)、(2)、(3)、いずれも事務局の案どおりでいいと思います。ここには出ていないが、市議会の一般質問のときにたまたま傍聴していて、奨学生の返還の意識というのが、どこかに行ってしまうということがあるので、それは、在学中であったとしても、「必ず返してください」というようなことは、小まめに文章なりで事前に予告するということは、これとは別にやはり必要だと思います。案としては、事務局案で私はいいいと思います。

(石高教育長)

私が一番気になるのは、(1)なんです。何かといたら、こういった子こそ、貸してやりたい。まさに奨学金と言ったらそのためにある制度ではないかと思う。しかし、「生活保護の世帯だったらもう1人保証人を見つけてこい」というのは、冷たいなあって感じがするがどうだろう。確かに、本来、低収入者や市税等滞納者は、連帯保証人に適しているとは言えないという、一般的に考えてこのこともわかるが、この奨学金という制度の趣旨を考えたときに、いわゆる成績優秀

だとかそういったところで条件がマッチすれば貸してやりたいなという思いが非常に強い。今、中川委員が言われたように、要するところ「本人が返さなければならない」という意識さえあれば返還されるはずである。現在、連帯保証人に責任を負わせるところまで連帯保証人は機能しているのか。

(教育総務課係長)

ケースによりけりですが、実際にはそこまでいっていないケースもあります。今後、本当に納入がない場合は、そういったこともしていけないといけないと思っています。今は例えば連帯保証人が死亡した場合等の後追いがきっちりできてないところもあつたりするので、そういったところも整備していけないといけないということは協議しています。ただ基本的に本人が返すというのが大前提ですが、やはり担保というところでどうかということなのです。

(教育総務課長)

教育長が今言われたように、生活保護の受給世帯等にとって別生計の連帯保証人を立てるのは容易ではないと思います。連帯保証人が見込めずに申し込みをあきらめる可能性もあります。しかし、今年の4月から施行された債権管理条例においても、生活保護受給者やそれに準じる生活困窮者は、債権放棄の対象として扱われるため、そのような方のみ連帯保証人として認めるということは、債権管理上、適切な対応ではないのではないかとということも課内で議論していて、この部分が一番いろいろと意見があるところです。

(中川委員)

生活困窮者には貸さないとやっているわけではない。貸しますけれども、世帯以外のところでもなんとか保証人をとというお願いだから。でも逆に連帯保証人をもう1名取らないことによって、結果的に返さないということになったら、後々借りようとする人たちまで影響を及ぼしかねないと思うので、ここは厳しいようではあるけれども、止むを得ないと思いますが。

(深田委員長)

そのような意見もあります。

(宮嶋委員)

今の件と違うことでもいいですか。返還方法なんですけど、私はやはり半年に1回の返還額は、けっこう多くなると思うんです。働き始めて生活を始めたところで、そのために貯金をするというのは難しいのではないかなと思います。だから月額というのは金額も少なくなりますし、返しやすい方法で、それはとても良いのではないかと思います。

(中川委員)

(1)はどう思われますか。

(宮嶋委員)

借り難くなるかなというのもあります。中川委員が言われたように、奨学金を申し込むときに、

やはり本人が返さなくてはいけないという意識をしっかりとっておいてほしいと思います。

(教育総務課係長)

先ほどの連帯保証人に責任を負わせているかということについてですが、実際に、連帯保証人である保護者が支払っておられるケースもあります。納付書の送り先が希望により保護者になっている場合もあります。

合併前の奨学生が多いですが、結構自分が借りている意識があまりない方、親御さんが手続きをされていて、本人が知っていないというような意識の方も多かったようで、今でも実際に、滞納になっている方で、本人は知らず、親御さんが窓口で払っている方もあります。しかし、合併してしばらくしてからは、本当に本人に意識を植え付けないとどんどん滞納が増えていくし、それこそ親もずっと元気で長生きされたらいいが、というあたりでいろんな手立てを講じていて、例えば、在学貸与期間中には作文を毎年書いていただくなど、意識を植え付けるということをたくさんしているので、近年は、「私は全然知らないわ」ということはまずないかなと思っています。

(教育総務課長補佐)

親も、自分が大学に行かせてやれないからというか、本当は自分が用意してやらなければいけないのに、それができないから借りているという負い目をもっておられるパターンがあるような気がします。納付書は親の方に送ってほしいと言われる親御さんの気持ちも、わからないではないです。

(教育総務課長)

先ほどの返還の意識付けのことについては、具体的には、奨学金のしおりに作成して、奨学金の趣旨や手続、奨学金返還の重要性、保証人の責任についてまとめたものを配布しています。申し込みの際には奨学金を希望する理由を作文で提出すること。奨学生が決定してから、保護者または奨学生に直接、奨学金手続き、返還の重要性等を説明しているというようなこと。現役の奨学生については、毎年度、在学証明書の提出に併せて、どのように学生生活を送っているとか、どのように奨学金を使っているのかというような現況報告を提出していただいています。またそれを奨学金のしおりに、先輩の声として掲載するというようなこともしています。

平成24年度からは、滞納者に対して、きめ細やかな相談・対応に努めるようにしており、個別訪問も積極的に行っていて、生活状況に合わせた返還指導を実施している状況です。意識はだいぶ変わってきていると感じています。

(深田委員長)

では、私から意見を言わせてください。まず1点目はですね、(1)の連帯保証人の要件と人数についてですが、やはり奨学金というのは、基本的に豊岡市が優秀な生徒・学生を支援していくというのが本筋だろうと思いますので、やはり2名の連帯保証人を立てるということは、未回収分の対策等について考えた発想だったらわかりますけれども、これから未来に希望を持っていこうという子どもたちには、少し荷が重すぎるのではないかなと、私はそう感じています。そのためには、借りた子どもたちに対して、豊岡市の奨学金を借りているんだということについて、在学中から何らかの形で奨学生集会だとか研修のようなものを、奨学生の間、4年間なり2年間なり

に1回は必ず受けなさいということを課すというようなことは必要かなと思います。(1)のような形にすると、やはり制約するののかという話になるのではないかなというところがちょっと気になるところです。

2点目は、減額返還制度のことについてですが、やはり就職がこれだけ厳しくなって、なかなか就職が決まらない学生が多くなっている中では、返還は大変だと思います。半額にはなりますけれども、この減額期間についての2年間なりの間は、まったくの猶予期間としてやるということとはできないのかなと思ったりして、ちょっと甘いように思いますが、その分は後に、2年間猶予して延長していけばいいとか、均等に返還ではなくて、ボーナス払いみたいなものを入れた返還計画を本人から出していただくとかというようなことをするのも1つかなということも、この資料を読んでいて感じておりました。

(石高教育長)

1つ質問です。(3)と(2)を併用することはできますか。

(教育総務課係長)

はい、併用できます。

(石高教育長)

ということは、半額に減額して、そして月賦にすることができるのか。

(教育総務課係長)

はい、そのとおりです。

(石高教育長)

例えば大学4年間借りた場合に、半額にして月賦にしたら、月いくらになりますか。

(教育総務課係長)

資料4ページに、シュミレーションを載せています。大学4年間の貸与で返還額は、通常は1ヵ月17,860円ですが、例えば2年間半額にした場合は、その間は1ヵ月8,930円です。2年間半額で払うと、1年間返還期間が長くなります。返還開始は6か月後からということで、10月からになります。これは希望すれば誰でも対象ということではなくて、定職に就けなかった方ということで、その辺は制限させていただきたいと思っています。

(石高教育長)

しかし、仮に就職できなくても、親から仕送りしてもらわなければならないから、当然、アルバイトかなんかで自分で生計を立てないといけないわけだから、8,900円程度なら、返還可能かなと思う。逆にこれを猶予にしてしまったら、余計に返還の意識がなくなるような感じがする。

(教育総務課係長)

例えば猶予ということにしてしまうと、しばらく間が空くので、先ほど教育長が言われたよう

に、やはり返さなくてはいけないという意識がその間は飛んでしまう。少額でも毎月払っていたとすることが大切かと思えます。病気の場合は猶予というのがありますが、生活のためにアルバイトとかされるかと思うので、金額少な目のところから始めていただいて、アルバイトでもたくさん稼がれた場合は、希望ですので半額にしないでいいと思えます。全員がということではなく、その辺は本人の希望ということになるかと思えます。

(石高教育長)

(2)と(3)を併用すれば、私はいけると思う。(1)については、豊岡市として、全てがこういった形で行くとするならば、当然これは右に倣えでいく必要があると思う。

(教育総務課係長)

資料に書かせていただいています。平成4年までは旧豊岡市の奨学金は、2名の連帯保証人を立てていただいていたようですが、議会でも意見があったようで、平成5年からは1人に変更されている経緯があるようです。

(石高教育長)

2名が1名になった理由は何だったのか。

(教育総務課係長)

借りやすいようにということだと思います。やはり2名というのは、なかなか難しいこともあるので。このときは、今回提案のような低所得者の方だけということではなく、全員2名ということです。他の市町村の奨学金制度もたいてい2名で、今、1名というところは少ないです。日本学生支援機構の場合は、人的保証2名で、連帯保証人と保証人を立てるか、機関保証というのがあって、毎月の奨学金から差し引きで保証料を支払うことで保証機関が連帯保証する制度を利用するか選択制になっています。

(深田委員長)

難しいところですね。保証機関を使っても払わないのがたくさんいるから、日本学生支援機構なんか今問題になってるみたいだけれど。

(友田委員)

奨学生選考委員会の委員になったときに、本人の作文など読ませていただきましたが、学校に行きたいというお子さんは真剣に考えていて、意識が結構強いと思ったので、(1)については、1人でもいいかなと思えますが、そこはお任せします。

(深田委員長)

全員の方が意見を言われましたので、この意見を参考にしていただきまして、事務局で詰めていただきたいと思えます。教育総務課長、この協議事項についてはこれで打ち切りをさせていただいてよろしいですか。

(教育総務課長)

はい。ありがとうございました。

(深田委員長)

では協議事項打ち切ります。

[日程 第7 教育委員会事務局の報告]

(深田委員長)

第7、教育委員会事務局の報告に移ります。まず最初にこども教育課、2件ありますので、こども教育課参事、お願いいたします。

1 こども教育課

《こども教育課参事の報告概要》

(1) 豊岡市こども支援センター11月の活動状況報告について

12月1日のこども支援センター移転開所式のときにも説明させていただいたが、資料の一覧表には出てこない健康増進課の業務を、臨床心理士2名が引き継いでやっている。その数字がここに落とし込まれてこないというのがあるので、この数字以上に働いている。また健康増進課の事業というのは、1歳6か月健診、3歳児健診そして5歳児発達相談の3つがあるが、それに出かけていったら、必ず帰ってきてからそれについての報告等をまとめるので、かなりの時間数の労働をしていることをここで報告させていただく。2月には湖南省に先進地視察に行くということで、大変期待しながら参考にさせていただこうと思っている。

(2) 平成27年度全国学力・学習状況調査 本県の分析結果と改善方策について

当日追加資料の「平成27年度全国学力・学習状況調査 本県の分析結果と改善方策について」をご覧ください。これは県教委から金曜日の夕刻、通知が入ったもので、21日、今日2時にプレス発表を行うということである。

「改善方策について」というタイトルがついているものについては、県教委がこのように学力・学習状況調査の本県の調査結果を基にこういう動きをとりますということを一覧表にしているもので、これが今日2時に発表されている。併せて、「地域別の状況」についても今日の記者発表資料である。全国学力・学習状況調査については、大阪府で物議を醸したように、入試制度に活用するというような本末転倒になっていくようなことを大阪が打ち出してしまい、絶対そういうことがないようにということで、学力・学習状況調査の実施について、文科省がはっきりと、来年度からは入試等には使わないようにということを明記すると新聞報道でもあった。そういったことから競争が激化する、地域間格差を明らかにすることについては、大変慎重にしなければいけないが、そうも言うてはられないということの狭間に揺れているところがある。兵庫県でも今年度初めて、各教育事務所単位で比較ができてしまうような数字を発表している。それが今日、記者発表があったので、明日の新聞には出るかと思う。そのようなことがあるので、本日情報提供として、当日資料配付した。

《教育委員の質問・意見概要及び事務局の回答・説明概要》

(深田委員長)

このように数字が出てくると、気になりますね。

(こども教育課参事)

結局、数字が出ると、例え0.1ポイントでも、低いことは低いんだと見えてしまう。

(深田委員長)

よくないことだと思うが、すぐに最低のところをチェックしてしまう。

(こども教育課参事)

結局、分母の数が多いところと少ないところ。豊岡市内でも、6年生と中学校3年の児童・生徒が多いところでは、1人分の果たす割合というのが小さくなるが、少ないところでは1人が25ポイントも持ってしまふような学校もある。それぞれの子どもにはそれぞれの学力背景というものがあるので、これは本当に慎重に扱わないといけないということは改めて思った。阪神教育事務所の児童・生徒の数と、但馬・丹後・淡路の教育事務所管内の児童・生徒の数はものすごく違いがある。そういうことも含めて、この数字を見ないといけないと思いながら、かと言って緩いことでいいのかということにもなるので、いろいろな思いを持っている。

(深田委員長)

その他、何か質問、意見はありますか。

では、こども教育課、以上で終わらせていただきます。

続きまして、こども育成課、3点あります。こども育成課長、報告をお願いいたします。

2 こども育成課

《こども育成課長の報告概要》

(1) 豊岡市子ども・子育て会議 任期満了に伴う委員の変更について

子ども・子育て会議の委員について、2年間の任期が12月2日で満了し、新たに12月3日から2年間の任期で委員をお願いしている。資料の名簿の通り、それぞれ、PTA、あるいは事業所等からの代表の方ということで選出しており、8人の委員について交代があった。

(2) 豊岡市英語遊び保育プログラム策定委員会について

就学前の英語遊び保育プログラムの策定委員会を11月に立ち上げた。委員会の会長には、横田玲子神戸市外国語大学教授をお願いをして、29年度にかけてプログラムの概要の検討を進めていきたいと思っている。現在取り組んでいるモデル園の園長、あるいは担当の先生から5名、現在モデル園の指導をお願いしている3名の指導員、それから国際交流関係の団体ということで、市の国際交流協会、NPO法人「にほんご豊岡あいうえお」の方からそれぞれ選出いただいた。この12名の委員で検討を進めていくが、小学校の英語教育の委員会もあるので、小学校の作業の方も見据えながら、就学前から小学校1年生あたりを見据えてプログラムを検討したいということで、小学校の英語教育推進委員会の委員長である合橋小学校の校長先生とこども教育課の担当指導主事にオブザーバーで入っていただく。また、英語遊び保育の取組が大井先生の研修会をきっかけに進んできたので、改めて大井先生にも、折に触れて、脳科学の観点からアドバイスをいただくということで、大井先生にアドバイザーをお願いする。

(3) 平成28年度幼稚園・保育園・認定こども園・放課後児童クラブの申込み状況について

来年度の幼稚園等の申込状況について、特徴的な点を説明する。

過去3年間の幼稚園入園児数の推移を見ると、28年度の申し込みのところで、4歳児がなかなか幼稚園に就園しないという実態がさらに強くなっている。4歳児保育がなかなか定着をしていない、保護者の理解が得られていないというところである。

5歳児も年々就園率が低下する傾向があるが、28年度の申し込み段階でも50%を切ってしまったというところが特徴的な点である。

保育所の方は、園児数はこの3年減ってきているが、28年度の特徴的な点は3歳児である。年々3歳児の利用が増えてきているが、704人中525人が申し込みということで74.6%、4人の内3人が3歳児で保育園を利用されるというような状況になっている。ただ、子どもの数が減ってきているので、0～2歳の保育所利用については、27年度848人だったが、28年度は申し込み段階で801人ということで、47名減ってきているので、保育所利用の山を越えかけているのかなというのが見えている。ただ、豊岡地域の申し込みが横ばいの状態で、今年度の4月は待機児童ゼロでスタートしたが、27年12月現在で26名ほどの待機ということになっている。

放課後児童クラブの利用状況は、もう少しピークが先になるのかなと見ているが、28年度も前年に比べて113名増えて、1,277名、幼稚園児も含めて申し込みがある。特に小学生が増えてきており、1、2、3年生の低学年の利用が昨年と比べて63名プラスである。4、5、6年生の高学年の利用が昨年と比べて38名プラスで、小学生だけで101名も申し込みが増えている。保育所の利用が年々増えてきたので、その影響が小学校にも出てきているのかなと思っている。特に増えたのが、八条、三江、田鶴野、五荘、それから出石の弘道、小坂が前年に比べて10名以上申し込みが増えているという状況がある。

《教育委員の質問・意見概要及び事務局の回答・説明概要》

(石高教育長)

幼稚園の4歳児について、母数は多いが入園者は少ない。例えば、新田幼稚園は、入園申込者2人だが、それでクラスを1つ設けるのか。

(こども育成課長)

保護者の方も不安があると思うので、そのあたりは保護者の方と相談しながら対応を検討したい。

(石高教育長)

今後の幼稚園のあり方を考えていくときに、基本的に、なぜ4歳児が幼稚園に入園しないのかという保護者の考え方、そういったものを一度我々も掴む必要があるのではないかと。

しかし保護者も、2人で幼稚園に行ったら非常に不安ではないか。実態を伝えながら思いを聞いたほうが良いと思う。

(深田委員長)

幼稚園の2年教育というのは、実態に合っているのかというのが問われているのではないかと。いう話だと思うのだが。

(こども育成課長)

豊岡市に限らず、幼稚園の就園児数というのは全国的に低下傾向にある。5歳児を含めて、園の先生方から聞いているのは、やはり給食がないので弁当を毎日作らないといけない。また、年々5歳児も含めて就園者が減ってくる中で、保護者の登園当番の順番が早く回ってくるということなど、悪循環になっているのではないかとこのころは園の方からも聞いている。

(深田委員長)

片一方では、放課後児童クラブは結構増えている。地域にもよるが、相対的に増えていると思う。親が子どもを育てる、子育てに関わるというのが大原則だが、それがいいか悪いかは別にして、ある意味では支援を求めているというのも実態としてあるんだらうと思う。だから送り迎えのことも含めて、そういう手のかからない、保育園や認定こども園の方がいいというようなところがあるのかもしれない。難しいところである。

(石高教育長)

今後の検討材料だろうが、小学生の児童数が減っている。それならば、給食センターの給食を幼稚園に配送する。そういったことも1つの方法として、今後、選択肢を広げてあげることも大事かもしれない。

(こども育成課長)

併設の幼稚園については、小学校に配送しているのでやりやすいと思うが、独立園は給食の搬入口がないので、そのあたりをどう考えるかということが課題だと思う。

(石高教育長)

五荘奈佐幼稚園でも、最初に設定したクラスと全然違った状況になってきている。これだけ就園するだろうという予測のもとにあり方計画で施設を整備しているわけである。逆に言ったら、まさに投資の仕方が間違っていたということになる。一度、保護者の考え方や思いをしっかりと調査した上で、対応できることは対応していくことが必要かなという思いがする。

(深田委員長)

ありがとうございました。そのほか何か意見ありますでしょうか。

では、こども育成課、以上で報告終了します。

[日程 第8 教育委員会活動予定]

(深田委員長)

第8、教育委員会活動の予定について、事務局から説明をお願いいたします。

《教育総務課係長の説明概要》

1 次回教育委員会会議の日程について

回りの教育委員会会議の日程は、1月については先月決めていただいた26日から変更させていただいており、1月25日・月曜日の午後1時30分から、本庁の7階第3委員会室で開催する。

2月の定例会の日程を決めていただきたい。2月は3月議会の議案の意見聴取があるので、少し早い日程で、第1希望2月18日・木曜日、第2希望2月22日・月曜日。どちらがよろしいか。

< 各委員の都合を確認し、2月定例会は2月18日・木曜日の午後1時30分から本庁舎の会議室で開催することに決定した。 >

2 今後の活動・行事予定

今後の活動予定は資料に記載しているとおりでありますが、1つ追加をお願いしたい。1月4日・月曜日に、豊岡市の賀詞交換会がこの場で11時から開催される。どなたが出席されてもいいが、例年、委員長には出席していただいているのでよろしくお願いしたい。

また、とよおか教育プランの平成28年実践計画策定にかかる協議を、できれば1月18日の週で2時間程度で開催したいと思っている。後日、日程調整をさせていただくので、よろしくお願いしたい。

(深田委員長)

今後の活動予定は以上です。またご予定をお願いいたします。

何かその他で、この際言っておきたいとか聞いておきたいとかいうようなことがありますでしょうか。

それでは、以上で定例教育委員会を終了させていただきます。

閉会 午後3時55分
